

秋田市リフレッシュガーデン管理業務委託仕様書

第1 基本的事項

1 目的

本仕様書は、秋田市リフレッシュガーデン（以下「リフレッシュガーデン」という。）の管理業務委託（以下「業務」という。）の受託者の選定にあたり、業務委託の内容および履行方法等について定めることを目的とする。

2 公共性の趣旨の尊重

受託者は、リフレッシュガーデンが勤労者をはじめとする市民の健康増進とスポーツ振興を目的に設置されたことを踏まえ、業務の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

3 業務委託期間 令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）

4 対象施設の概要

(1) 名称 秋田市リフレッシュガーデン

(2) 所在地 秋田市御所野地蔵田三丁目1番2号

(3) 規模等

ア 敷地面積 : 93,975㎡（ゴルフ場）

イ 延床面積 : 216.13㎡（クラブハウス、機材格納庫）

ウ 各棟概要

名称	構造	階数	延床面積	用途・概要等
クラブハウス	木造	1階建	125.04㎡	クラブハウス、受付、休憩室、カート格納庫
機材格納庫	木造	1階建	91.09㎡	

エ 駐車場 : 約45台（普通車）

カ ゴルフコース : 9ホール、PAR29（1,195ヤード）

ホール	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
レギュラー	142	49	106	215	161	82	120	200	120	1,195
レディース	142	49	106	215	139	82	120	200	120	1,173
PAR	3	3	3	4	3	3	3	4	3	29

5 開場時間および休場日

(1) 施設の開場および使用時間は、午前7時から午後6時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

なお、開場時間および使用時間には、その日の始業および終業の作業に要

する時間は含まない。

- (2) 施設の休場日は、12月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、施設のメンテナンスなど、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更し、又は臨時の休場日を設けることができる。

6 職員の配置

- (1) 受託者は、施設の管理総括責任者を1名以上配置し、各種業務における責任体制を確立すると共に、市との連絡協議等を行う職員を1名以上配置すること。
- (2) 施設および設備の維持管理に関する業務に必要な資格を有する者として、以下の資格を有する職員を1名以上管理にあたらせること。
 - ・秋田県農薬管理指導士
 - ・芝草管理技術者資格3級以上(特定非営利活動法人日本芝草研究開発機構)
- (3) 本業務を円滑に遂行するため、(1)および(2)に定める職員の氏名、身分および担当職務等をあらかじめ届け出ること。
- (4) 職員は、使用者から見える場所に名札を着用すること。

7 危機管理対応

- (1) 受託者は、自然災害、人為災害、事故等あらゆる非常又は不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じた上、市をはじめ関係機関に報告すること。
- (2) 受託者は、危機管理体制を構築するとともに、対応マニュアルを作成し、災害時の対応について随時訓練を行うこと。

8 保険の加入

(1) ゴルファー保険

受託者は、使用者のプレー中に発生し得る事故によって被る損害を補填するゴルファー保険（損害賠償責任保険）に加入することとし、その費用は受託者が委託料により負担すること。なお、一事故につき上限1億円の賠償責任を補填するものとする。

(2) 施設賠償責任保険

受託者は、使用者のプレー中を除く施設内で発生し得る事故および施設の破損等によって被る損害を補填する施設賠償責任保険に加入することとし、その費用は委託料により負担すること。なお一事故につき、身体補償については上限1億円、財物補償についてはクラブハウス外は上限5千万円、クラブハウス内は上限1億円の賠償責任を補填するものとする。

9 再委託等の禁止

受託者は、この契約について委託業務の全部又は一部を第三者に委託しては

ならない。ただし、一部委託については、あらかじめ、書面により市の承諾を得たときはこの限りではない。この場合、受託者は市に対し、当該第三者のすべての行為および結果について責任を負うものとする。

10 原状回復義務等

- (1) 受託者は、施設又は設備の変更をしようとするときは、あらかじめ市と協議すること。
- (2) (1)の規定により施設又は設備を変更した場合において、契約期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、市の指示するところにより、従前の状態に回復しなければならない。ただし、市が必要と認めたときは、原状への回復を不要とすることができる。
- (3) 受託者は、施設および設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、市の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

第2 業務の内容

1 受託者が行う管理業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 受託者は、クラブハウス内に職員を配置し、受付および案内業務等を行うこと。
- (2) 受託者は、秋田市リフレッシュガーデン条例（平成20年秋田市条例第41号）に定められた使用料金の収受を代行すること。
- (3) 受託者は、地方税法（昭和25年法律第226号）第83条および秋田県県税条例（昭和29年秋田県条例第24号）第90条に基づくゴルフ場利用税の特別徴収に係る事務を行うこと。
- (4) 施設および設備の維持管理に関する業務の内容は、別紙「管理業務一覧表」のとおりとする。なお、使用が想定される用品等については、別紙「設計書」のとおりとする。

2 受託者が行う事業報告等の業務内容は、次のとおりとする。

(1) 毎月の業務報告書等

受託者は、業務の実施状況、利用者数、使用料金の実績、利用者からの意見と、その対応状況、修繕実績等を記載した業務報告書を、その翌月末日まで提出すること。

(2) 利用者アンケートの実施

受託者は、利用者を対象として、本施設におけるサービスの評価等に関するアンケートを実施し、回収した用紙とともに結果を取りまとめた報告書を提出すること。なお、アンケート様式については市が指定する。

(3) 水質汚濁防止対策等に係る調査業務

受託者は、秋田県ゴルフ場の農薬による水質汚濁防止対策実施要綱第6に定める自主検査を実施し、その結果を市長および秋田県知事に報告すること。

第3 その他

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の関係法令、秋田市リフレッシュガーデン条例、秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）、契約書および本仕様書を遵守すること。
- 2 公の施設としての性格を十分認識し、施設の使用に関し公平性を確保すること。
- 3 使用者のデータや意見を整理把握し、管理運営に反映させ、使用者の満足度を高めるとともに、使用者の増加に努めること。
- 4 受託者は、本業務の履行により知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。
- 5 施設の管理にあたっては、電気・専用水道等の効率的利用、廃棄物の発生抑制およびリサイクルの推進等、環境への配慮を行うこと。
- 6 秋田県ゴルフ場の農薬による水質汚濁防止対策実施要綱および要領に定める規定を遵守すること。
- 7 環境保全協定書に定める事項を遵守すること。
- 8 施設、設備および備品の維持管理を適切に行うこと。
- 9 受託者が市からの委託料により購入した物品は、市に帰属する。
- 10 業務の引継については、契約締結後、随時行うこと。なお、引継ぎに要する費用は、受託者の負担とする。
- 11 受託者は、管理業務に関連する許認可・届出等については、速やかに行うものとする。なお、手続きに要する費用は、受託者の負担とする。
- 12 市は、仕様書内の施設の管理業務の範囲について、施設管理運営上必要と認める場合は、簡易の変更を求めることができる。
- 13 受託者は、契約期間終了後もしくは契約の解除等により、次期受託者へ業務を引き継ぐときは、円滑かつ支障なく施設の業務を遂行できるようにするとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。
- 14 受託者は、市と十分に連携を図り、適切な管理運営に努めること。
- 15 その他、本仕様書に記載のない事項については、市と協議する。